

## (8) 司法機関組織運営規則

### 第 1 節 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第 35 条第 2 項規定に基づき、一般社団法人北信越サッカー協会（以下「本地域協会」という。）の司法機関の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(司法機関)

第 2 条 本地域協会の諸規則（以下、単に「本規則等」という）に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。

- (1) 規律委員会
- (2) 裁定委員会

### 第 2 節 規 律 委 員 会

(規律委員会)

第 3 条 規律委員会は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という。）の基本規則並びに懲罰規程の定めに基づき、JFA 及び本地域協会の各種規則等に対する違反行為について調査、審議し、懲罰を決定する。

(規律委員会の組織及び委員)

- 第 4 条 規律委員会は、委員長、副委員長及び若干名の委員をもって構成する。
- 2 委員長、副委員長及び委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
  - 3 委員長、副委員長及び委員は、社員総会の決議によって選任する。
  - 4 委員長、副委員長及び委員は、本地域協会の理事、監事を兼ねることができない。
  - 5 委員長、副委員長及び委員は非常勤とする。

(規律委員会の委員の任期)

- 第 5 条 規律委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(規律委員会の招集及び議長)

第6条 規律委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 規律委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 規律委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

### 第 3 節 裁 定 委 員 会

(裁定委員会)

第7条 裁定委員会は、JFAの基本規則並びに懲罰規程の定めに基づき、JFA及び本  
地域協会の各種規則等に対する違反行為のうち、規律委員会が所管するもの及びド  
ーピング禁止に関するものを除く違反行為（以下「競技及び競技会に関するもの以  
外の違反行為」という。）について調査、審議し、懲罰を決定する。

(裁定委員会の組織及び委員)

第8条 裁定委員会は、委員長、副委員長及び若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、社員総会の決議によって選任する。
- 4 委員長、副委員長及び委員は、本地域協会の理事、監事を兼ねることができない。
- 5 委員長、副委員長及び委員は非常勤とする。

(裁定委員会の委員の任期)

第9条 裁定委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事  
業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げな  
い。

- 2 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者  
又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行  
わなければならない。

(裁定委員会の招集及び議長)

第10条 裁定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 裁定委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 3 裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

(事務局)

第11条 規律委員会・裁定委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

(改正)

第12条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第13条 この規則は、2023年4月1日から施行する。

[改正]

この規則は、2023年5月28日から施行する。